

有機JAS認証取得等支援 Q&A

No	質問	回答
応募の要件について		
1	有機JAS認証取得等支援を受けるための補助対象の要件はありますか。	実施要領 第2及び第2-1をご参照ください。
2	個人事業主でも応募できますか。	補助対象者の要件を満たしていること、かつ締切までに必要書類の提出が確認でき、審査を通過した場合のみ交付を受けることができます。
3	すでに有機JAS認証の取得をしているのですが、更新・継続にかかる費用は対象となりますか。	対象外となります。対象となるのは新規の取組に対する経費のみです。
4	すでに有機JAS認証の取得をしているのですが、追加圃場で有機JAS認証を申請する場合でも補助対象となりますか。	ほ場追加のみは対象外です。
5	有機JAS認証の取得はまだ出来ていないが、すでに審査機関に申し込んでいる、取得に向けた取り組みを開始し経費が発生している場合、採択までにかかった費用は補助の対象になりますか。	対象外となります。採択後に発生した経費が対象となります。
6	他の補助事業で支援を受ける予定となっている取組でも申請は可能ですか。	不可です。重複の支援は受けられません。 ただし、事業内容が異なる場合は重複の支援に支障はありません。 ※他事業の事業計画書等、内容が本事業と重複していないことを示す書類を要提出
7	同一の事業者が有機JAS認証とGAP認証の両方の事業での同時の応募は可能でしょうか。	不可です。
8	実施要領 第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”について、過去に受けた認証取得の支援は本事業に限定されますか。他の補助事業も含まれますか。	他の輸出目的での認証取得に係る補助事業も含まれます。
9	実施要領 第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”の“認証取得の支援”とは国の事業のみを指すのでしょうか。県や自治体独自の支援歴はどうなるのでしょうか。	国の事業のみを指します。
10	実施要領 第2の“過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない”の“取組”とは認証+商談+その他の取り組み(事業全体)を指すのか、各認証の区分の事業をさすのか、どちらでしょうか。	認証+商談+その他の取り組み(事業全体)を指します。
11	複数の経営体が所属する団体の中(組合等)で支援を受けた事業者、受けていない事業者が混在する場合、商談・商品開発・機械リースへの補助はどうなりますか。	すでに支援実績のある事業者の取組は支援対象外です。 一方で支援実績の無い事業者は、支援実績のある事業者と明確に経営が区別されている場合には支援対象となります。その場合には支援実績のある事業者が構成員に含まれていても、支援実績のない事業者が主体として取り組み、組合等として商談に参加するのであれば全額支援対象となります。商品開発においては、支援実績のある事業者の生産したものを原料として利用することは可能ですが、対象は支援実績のない事業者が主体的実施する取り組みについてです。機械リースについては、個別にお問い合わせください。
12	過去に有機JAS認証の【生産】区分で支援を受けた実績があり、今年は【加工】など別区分で応募することは可能ですか。	輸出に向けた認証取得の支援を行う事業で【生産】の支援をすでに受けていた場合は支援対象外となります。
13	過去の支援歴はないが、独自に有機JASの認証【生産】を取得しており、新たに【加工】の認証を取得する場合は補助の対象となりますか。	【加工】の認証経費及びその商品の商談に係る経費が支援対象となります。
14	過去に有機JAS認証で国からの輸出に関する支援を受けた実績があり、今年はGAP認証を取得予定です。この場合補助の対象となりますか。	対象となります。認証の種類が異なる場合は過去の支援歴があっても“新規の取得”とみなします。
15	すでに有機JASの認証を取得しており、今回、新たに外国格付表示業者のみの認証を追加取得する場合は補助の対象となりますか。	支援対象外となります。
取組目標について		
16	補助を受けるための取り組み要件はありますか。	実施要領 第2-1および第3-1をご参照ください。
17	輸出を目指さない場合でも対象になりますか。	対象外になります。
18	輸出代行業者など別事業者を経由しての輸出は“輸出の取り組み”として認められますか。	認められます。
19	実施要領 第2-1(2)で求められる輸出実績や計画について、事業実施者の親会社(もしくは子会社)の場合でも該当しますか。	該当しません。
20	有機JASの認証(農産物・加工・小分け)について、複数の事業者で分担してそれぞれ取得する計画の場合、全て補助の対象となりますか。	申請の事業実施主体が行うもののみが対象となります。 ただし、団体や協議会として複数の事業者が参加している場合はそれぞれを補助対象とすることが可能です。協議会の要件については実施要領 第2-1(1)及び第2-3をご参照下さい。
21	有機JAS認証が取得できなかった場合、そこまでにかかった費用は補助してもらえますか。	補助対象要件を満たしていないため、補助の対象とはなりません。全額自己負担となります。
22	有機JAS認証は取得できたが、展示商談会への出展や商談が取り組めなかった場合、そこまでにかかった経費は補助してもらえますか。	補助対象要件を満たしていないため、補助の対象とはなりません。全額自己負担となります。
23	有機加工食品の輸出を考えているが、原料の国内調達に難し過半が海外産の有機農作物となる見込みとなる場合は支援を受けられますか。	事業趣旨として、国内の有機農業を拡大し、海外へ輸出することにあるため対象外となります。
24	展示会への出展は複数回でも補助の対象となりますか。	対象となります。ただし海外輸出に向けた取組が見込めるもののみが対象です。その旨、事業計画の商談方針にしっかりご記載下さい。
25	オンライン商談展示会など費用のかからない場合でも、商談実績の取り組みとして認められますか。	認められます。ただし、海外輸出に向けた取組見込めることが条件です。
26	ECサイトへの出店(企業ページの開設等)した場合の商談の実績や経費は認められますか。	認められません。(サイト内での常時出店で商談受付等の受動的な取組は対象外)
27	通販サイト内(AlibabaやAmazon等)で開催されるマッチングサービスやオンラインの商談会を活用したいが、登録料や基本使用料金は補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、経費のうち商談に係る部分を切り分けが可能で、開催される商談展示会の具体的日程や内容がわかり、能動的な活動であれば、出展料に関しては対象とします。
28	認証取得・商談・商品開発事業の上限額はありますか。	上限額は設定していませんが、事業計画、見積等を鑑み、審査会で妥当と判断された経費のみ対象となります。
29	試作品のパッケージのデザイン費は補助の対象に含まれますか。	審査会で妥当と判断された試作品に係るものは対象となります。製品販売時の意匠登録等を目的とした高額のロゴデザイン費などは対象外となります。
30	パンフレットやチラシのデザイン費は補助の経費に含まれますか。	商談会で使用する分については対象となります。
31	費用補助を受ける予定の商品開発の経費で製作した試作品の販売は問題ないでしょうか。	無料配布の場合は対象ですが、販売により個人の利益に資する場合は対象外となります。

補助対象経費について		
32	実施要領第4-3「補助率：定額」とはどういう意味でしょうか。全額補助となりますか。	本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものであれば全額補助となります。
33	補助対象経費の範囲について。	実施要領 別紙3.1をご確認下さい。
34	認証取得後の毎年の更新に係る費用は補助の対象になりますか。	対象外となります。
35	採択後に、実際に事業に係る費用が増額した場合、補助額の増額は認められますか。	やむを得ない事情を除き、原則お認めしていません。 (個別の事業につきましては事務局へご確認をお願いします)
36	加工を外部に委託する場合、外注先の認証取得の費用まで補助の対象となりますか。	対象外となります。なお、委託先も含めた協議会であれば、補助対象とすることは可能です。
リース導入について		
37	購入やレンタルも対象になりますか。	購入は対象外になりますが、レンタルは対象になります。
38	機械等のリース導入の対象機械の範囲はありますか。	トラクター・田植機など、あるいは希望小売価格が消費税を除いて50万円未満のものは対象外となります。詳しくは実施要領 別紙1をご参照ください。
39	リース期間終了後の残存価格の算出方法を教えてください。	リース会社へお問い合わせください。
40	リース諸費用の算出方法を教えてください。	リース会社へお問い合わせください。
41	リース物件価格にリース諸費用は含まれますか。	含まれません。
42	リース導入に係る補助額の算出方法を教えてください。	実施要領 第4-4をご参照ください。
事業実施期間について		
43	事業の着手はいつからとなりますか。	原則、交付決定の通知書受領後になりますが、詳しくは公募要領 第6-2をご確認ください。
44	事業の実施期間としてはいつまでとなるのでしょうか。	交付決定通知後～令和6年2月20日です。(この日までに認証取得・商談の実施を完了し、支払い証明書類を含めた報告書類一式を提出) ※輸出に関しては令和7年3月まで。
45	事業が当初の事業完了予定日以内に完了する事が困難な場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡下さい。事業の遅延届提出頂きます。その場合でも事業の最終締め切りは令和6年2月20日までとなります。
必要書類・書き方について		
46	「事業実施経費」の提出に際して、見積書を取得する必要がありますか。	見積書の取得は必須です。 見積書の提出が無い場合は経費の妥当性が判断できない為、補助申請額から減額の可能性があります。
47	先の商談に参加予定のため、開催日程が確定していません。その場合はどうしたらよいでしょうか。	日付までは結構ですので、おおよその開催時期をご記入下さい。
48	展示会や商談が先の予定のため、現段階で見積もりの取得が難しいです。概算額での記載でもいいですか。	概算額の記載で構いませんが、その根拠となる資料の添付をお願いします。 昨年度実績からの引用や価格の掲載されているページ等、可能な限り具体的な根拠数字を提示をお願いいたします。
49	今年予定されている展示商談会の情報を教えてください。	各事業者によって最適な商談会は異なりますので、事務局からのご案内は致しておりません。事業方針に最適な商談・展示会をご自身にてお調べ下さい。
50	補助対象経費として、消費税はどう扱われますか。	消費税額は対象外です。減額して申請頂く必要があります。
51	書類の提出方法を教えてください。	電子メールでのご提出をお願いしております。(添付のファイル形式はそのまま構いません)
52	捺印は必要でしょうか。	不要です。
53	応募事業者・団体の概要に関する資料(法人の場合は定款、パンフレット、規約、財務諸表等の運営についてわかる資料)はこの中のどれか1つで良いのでしょうか。	いずれか1つでも構いません。
54	応募締め切り後の応募書類の追加・差し替えは可能ですか。	事務局よりお願いする場合を除き原則、認められません。
55	消費税の計算等で小数点以下が発生した場合はどうしたらよいでしょうか。	小数点以下は切り捨てとなります。
56	事業完了予定日とはいつのことを指しますか。	認証の取得・商談に取り組んだ実績報告書類の提出(経費書類の提出も含む)ができる期日となります。検査完了日や商談実施日ではないのでご注意ください。 ※最終締め切り：令和6年2月20日

その他		
57	問い合わせは、どうしたらよいでしょうか。	<p>事業HP下部のお問い合わせフォームもしくはメールでのご連絡をお願いいたします。 Mail:export-organic-gap@myfarm.co.jp ※メールにてお問い合わせいただく際は、必ず件名を「【有機JAS認証・GAP認証取得等支援事業】お問い合わせ(事業者名)」とご記載ください。</p> <p>お電話については募集期間中の平日13:00～17:00のみの対応となります。 ※すぐに出られない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
58	応募書類提出後、何日くらいで審査結果が分かりますか。	審査会を開きますので、応募締め切り後、2～3週間程度の結果連絡を予定しております。
59	補助金の支払いはいつになりますか。	令和6年3月末を振込を予定しております。(報告書類一式の提出後、事務局での確認を経て、交付額の通知書受領、振込となります。)
60	交付決定通知後の事業計画の変更や中止の場合どうすればいいですか	すみやかに事務局にご連絡ください。内容に応じて取り下げ・変更手続きが必要となります。
61	不採択の場合、その理由についての開示を受けられるのでしょうか。	不採択の理由については開示することは致しません。
62	次回公募の予定はありますか。	追加の公募を行う場合は当ホームページで告知を行いますので随時ご確認をお願いいたします。
63	認証取得に要する費用や認証機関を教えてください。	<p>下記、ホームページより 各認証機関へお問合せください。 JAS認証機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_kikan.html</p>